

平成23年度第1回放課後こどもプラン運営委員会

日 時:平成23年9月20日(火)

14時~16時

場 所:教育委員会室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 事務局職員紹介
- 4 委嘱状交付
- 5 委員紹介
- 6 委員長・副委員長の選出
- 7 議題
 - (1) 平成22年度放課後こどもプラン利用状況及び課題
 - (2) 平成23年度の取り組みについて
 - ① 予算について
 - ② 事業周知について
 - ③ 保険について
 - ④ 開放時間の変更
 - ⑤ 管理人への対応について
 - ⑥ 教室型の導入について
 - (3) その他
 - (4) 次回の日程
平成23年 月 日

平成23年度芦屋市放課後こどもプラン運営委員会名簿

(順不同)

分野	団体名	氏名
学校関係者	芦屋市立朝日ヶ丘小学校校長	笠原 清次
社会教育関係者	芦屋市青少年育成愛護委員会	大塚 圭子
児童福祉関係者	芦屋市子ども会連絡協議会	守上 三奈子
P T A関係者	芦屋市P T A協議会	今泉 亜紀
地域住民	芦屋市自治会連合会	中上 二郎
	芦屋市老人クラブ連合会	中村 美津子
	芦屋市社会福祉協議会	半田 孝代
	芦屋市コミスク連絡協議会	若林 敬子
行政関係者	芦屋市教育委員会社会教育部スポーツ・青少年課長	木高 守
	芦屋市教育委員会学校教育部学校教育課長	北野 暲
	芦屋市保健福祉部こども課長	中村 尚代

芦屋市附属機関等の設置等に関する指針

1 趣旨

この指針は、市政への市民参画の促進及び公正で透明な開かれた市政の実現の推進に資するため、附属機関等の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 「附属機関等」の定義

この指針の対象とする「附属機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置するもの
- (2) 附属機関に準ずる機関 有識者等の意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、規則及び要綱等により設置するもの（委員会、協議会、懇談会、懇話会等）

【附属機関等に該当しないもの】

次に掲げるものは、この指針の対象とする附属機関等に該当しないものとする。

- ① 関係機関等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの
- ② 協議会等の運営を市民が主体となっていて行っている市民（住民）組織的な性格を有するもの
- ③ 市職員のみにより構成するもの
- ④ その他この指針の対象とすることが不適当なもの

3 附属機関等を設置する際の留意事項

新たな制度の創設等により、外部の有識者等の意見を市政に反映させる必要がある場合は、原則として既存の附属機関等を活用するものとする。

やむを得ず新設する場合には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① 行政責任の明確化及び行政の簡素・効率化に照らし、真に必要なものに限るものとする。
- ② 審議事項が既存の附属機関等の所掌事項に含まれておらず、また、既存の附属機関等の所掌とすることが適当でない場合に限るものとする。
- ③ 設置目的が臨時的なものについては、設置期限を決裁、要綱等に明示するものとする。

4 既存の附属機関等の見直し

- (1) 既に設置されている附属機関等について、次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、廃止又は統合を検討するものとする。
 - ① 設置の目的が既に達成されたもの
 - ② 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により、著しく役割が低下したもの
 - ③ 過去の実績が少なく、今後もその効果が期待されないもの
 - ④ 一般的な行政事務処理又は関係者からの意見聴取その他の行政手段により対応可能なもの
 - ⑤ 設置の目的又は所掌事項が他の附属機関等と類似又は重複しているもの
 - ⑥ その他行政運営の簡素・効率化の観点から統合が望ましいもの
- (2) 年間開催数が1回以下の附属機関等及び設置後10年を経過した附属機関については、上記①～⑥に掲げる視点に照らし、その必要性を再検討するものとする。

5 委員の選任

- (1) 附属機関等の委員（以下「委員」という。）の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意し、選任するものとする。
 - ① 開かれた市政の推進のため、広く各界各層から適切な人材を選任するものとする。
 - ② 各種団体等から選任する場合は、当該団体における役職によらず、広く構成員から推薦を受けるよう各種団体等に働き掛けるものとする。
 - ③ 女性を積極的に登用するものとし、「芦屋市男女共同参画行動計画」に基づいて、女性委員の割合が定数の40%以上となるよう努めるものとする。
 - ④ 委員の年齢構成が偏らないようにするとともに、選任時の満年齢が70歳を超えないものとする。
 - ⑤ 同一人を複数の附属機関等の委員に選任しようとする場合は、同一人を選任できる附属機関等の数は3機関までとする。
 - ⑥ 委員の在任期間は、10年を超えないものとする。
 - ⑦ 一つの附属機関等の委員の数は、法令又は条例で定められている場合を除き、20人以内の必要最小限度とする。
- (2) 上記④～⑦までの規定は、委員の資格に関し法令又は条例の定めがある場合又は実施機関が適当と認める者が他に得られない場合など特別の事情がある場合は、適用しないことができる。
- (3) 委員名等の公開について、次に掲げる事項は芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号。以下「情報公開条例」という。）に規定する非公開情報に該当しないものとする。
 - ① 委員名
 - ② 当該附属機関等における役職名
 - ③ 委員の出身団体等の名称及び役職

6 委員の公募

- (1) 市政への市民参画を促進するため、附属機関等の設置目的、審議内容等を十分勘案した上で、原則として1人以上の公募委員を登用するものとする。ただし、所掌事項が次に掲げる事項に該当する場合は、公募を行わないことができる。
 - ① 行政処分に関する審議等を行う場合
 - ② 住民の権利を制限する内容に関する審議等を行う場合
 - ③ その他所掌事項に照らし、委員の公募が適当でない認められる場合
- (2) 公募方法及び選考方法等その他の必要事項は、「附属機関等の委員の公募に関する要領」に定めるところによる。

7 会議の公開

附属機関等の会議は、市民参画を促進するという観点から、情報公開条例第19条の規定に基づき公開することを原則とする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議で出席者の3分の2以上の多数により非公開を決定したときは、会議を公開しない。

- ① 情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う会議を開催するとき。
- ② 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められ

るとき。

【非公開とする場合の運用】

会議を非公開とすることができるのは、取り扱う案件の性質によるため、非公開の判断は、当該附属機関等の長が会議に諮って行うものとする。ただし、法律又は条例等で、特定の附属機関等の会議の非公開を義務付ける場合には、その規定が優先する。

会議の非公開を決定した場合には、その理由を明らかにするとともに、会議録又は会議の要旨に必ず記録するものとする。

8 会議の公開方法等

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 附属機関等は、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等の長は、会議を公正・円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (4) 上記に定めるもののほか、会議の傍聴に関する取扱い及び傍聴人の遵守事項については、「附属機関等の会議の傍聴に関する運営要領」に定めるところによる。

9 会議開催の周知

附属機関等を所管する課長（以下「各所管課長」という。）は、会議を開催するに当たり、当該会議開催の2週間前までに次の事項を別紙様式第1号により、管財・検査課長へ連絡するものとする。当該事項は、管財・検査課長が行政情報コーナーに掲示し、各所管課長がホームページへ掲載することにより広く市民に周知を図るものとする。

ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- ① 会議の名称
- ② 開催日時
- ③ 場所
- ④ 議題
- ⑤ 非公開のときはその理由
- ⑥ その他周知すべき事項
- ⑦ 所管課

10 会議録等の作成及び公表

- (1) 附属機関等は、公開・非公開の会議にかかわらず、各所管課長が会議終了後に速やかに会議録又は会議の要旨（以下「会議録等」という。）を作成するものとする。
- (2) 情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関等は、会議録等の写しを行政情報コーナーにおいて閲覧に供するよう努めるものとし、非公開の会議についても、内容の一部を伏せるなどして、可能な限り会議録等の写しを公開するものとする。

【非公開の会議の会議録等の取扱い】

会議が非公開で行われた場合であっても、直ちに会議録等も非公開とされるわけではない。別途、情報公開条例第7条各号の非公開情報に該当するか否かを実施機関が判断し、公開し得る部分については、これを公開しなければならないものとする。

11 その他の事項

- (1) 各所管課長は、附属機関等を設置、統廃合又は変更する場合は、別紙様式第2号により組織・事務管理を担当する課長に合議するものとする。
- (2) 各所管課長は、委員を選任する場合は、別紙様式第3号により人事課長、市民参画課長及び男女共同参画推進担当課長に合議するものとする。
- (3) 各所管課長は、上記(1)及び(2)に基づく内容を総務部文書行政課長、組織・事務管理を担当する課長に連絡するものとする。当該内容は、総務部文書行政課長が行政情報コーナーに配架し、各所管課長がホームページへ掲載することにより閲覧に供するものとする。
- (4) 各所管課長は、毎年1回、附属機関等の会議の開催状況について、別紙様式第4号により組織・事務管理を担当する課長へ報告するものとする。
- (5) 組織・事務管理を担当する課長は、毎年1回、各附属機関等の会議の開催状況を取りまとめ、公表するものとする。

12 補則

その他この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成22年2月1日から施行する。

○芦屋市情報公開条例

平成 14 年 4 月 2 日

条例第 15 号

(会議の公開)

第 19 条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議(法令、他の条例又は規則の規定により公開することができないとされている会議を除く。)を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合であって当該会議で出席者の 3 分の 2 以上の多数により非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
(平 16 条例 20・旧第 25 条繰上)

ひょうご放課後プラン事業実施要綱

1 目 的

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町等とする。

3 事業の内容

この要綱において、次の事業をひょうご放課後プラン事業とする。

(1) ひょうご放課後プラン総合推進事業

(2) 放課後対策事業

ア 子ども教室型放課後対策事業

イ 児童クラブ型放課後対策事業

4 各事業の実施方法等

市町は、教育委員会（学校教育や学校安全主管課を含む。）と、児童クラブを所管する部局とが連携を図り、学校、PTA、自治会など地域全体の協力を得て、本事業の実施にあたるものとする。

(1) ひょうご放課後プラン総合推進事業

ア 運営委員会の設置

- ① 市町は、域内の放課後対策事業（子ども教室型・児童クラブ型の両事業、以下同じ）の運営方法等を検討する運営委員会を設置する。
- ② 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、事業実施後の検証・評価等について検討する。
- ③ 運営委員の選定にあたっては、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者及び域内の地域住民等の方々を、各地域の実情に応じて適宜選定する。
- ④ 運営委員会の開催については、年間を通して時期に偏りがないよう定期的に開催することに努める。
- ⑤ 運営委員会の経費については、委員等謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各自治体の判断により、運営委員会の開催に必要な経費を適宜積算する。ただし、飲食物費及び交際費に該当する経費は除く。

イ コーディネーターの配置

- ① 市町は、放課後対策事業の総合的な調整役を担う者（以下「コーディネーター」という。）を配置することとし、その選任にあたっては、各地域の中心的な役割を担い、学校関係者、「子ども教室」関係者、「児童クラブ」関係者、地域の団体、保護者等と良好な関係を保ち、定期的に連絡調整を行うことが可能な、子どもたちの健全育成に情熱を持

つ地域の信頼できる者が望ましい。

具体的には、民生委員・児童委員等地域に根ざした活動を永年行っている方が考えられる。

- ② コーディネーターは、「子ども教室」と「児童クラブ」との連携についての調整を図ることのほか、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関・団体等との連携調整、ボランティア等地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画等を行う。
- ③ コーディネーターの配置人数については、県の予算積算を参考に、開設教室数等に応じて、人数を配置する。
- ④ コーディネーターの謝金単価については、県の予算積算を参考に、各自治体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。

ただし、1人1時間あたりの謝金単価は、1,440円までを上限として積算する。

(2) 放課後対策事業

市町は次の事業を一体的あるいは連携して実施し、総合的な放課後対策の推進に努めるものとする。

ア 子ども教室型放課後対策事業

子どもたちの安全・安心な活動拠点を設置し、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組。

イ 児童クラブ型放課後対策事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に適切な遊び及び生活の場を提供する取組。

ウ 子ども教室型放課後対策事業及び児童クラブ型放課後対策事業については、それぞれ別記1、別記2のとおりとする。

5 県の支援

県は、実施主体である市町等において円滑な取組促進が図られるよう、以下の事業等を実施するものとする。

(1) 「ひょうご放課後プラン事業推進委員会」の設置、運営

ひょうご放課後プラン事業の実施に当たって、県内全体で子どもの健全育成を支援する観点から、県に、行政関係者、学校関係者、社会教育関係者、福祉関係者、学識経験者等で構成される「ひょうご放課後プラン事業推進委員会」を設置し、放課後対策事業の実施方針、安全管理方策、広報活動方策、指導者研修の企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等、域内における放課後対策の総合的な在り方を検討する。

(2) ひょうご放課後プラン事業指導者研修の実施

各市町が実施する放課後プラン事業に関わる指導者等に対して、資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修を実施する。

6 留意事項

- (1) 本事業は、その目的を異にする活動を行うものや、公共性に欠けるものについては対象としない。
- (2) 本事業の実施主体は、政治的又は宗教上の組織に属さないものとする。

別記1

子ども教室型放課後対策事業

1 趣 旨

県内の小学校区において、放課後や週末等に小学校施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点として「子ども教室」を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町等とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。

3 対象児童等

本事業の子ども範囲は地域の子ども全般を想定しているものであり、幼児、児童生徒の一部のみを対象とするものではないが、主な対象は小学生である。

4 運 営

(1) 本事業は、基本的に、小学校施設（教室や余裕教室、校庭、体育館等）を活用して実施すること。

なお、地域の実情に応じて、公民館等の社会教育施設、中学校等、子どもたちが安全・安心して多様な活動が可能な場所で実施することができるものとする。

(2) 本事業は、概ね年間を通じて、放課後や週末等に継続的に実施することとするが、地域の実情や活動内容及び地域子ども教室での実績等を踏まえ、実施主体が判断するものとする。

(3) 本事業の実施に当たっては、より多くの地域の方の参画（無償ボランティアを含む。）を得て実施することにより、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりに努めるものとする。

(4) 指導者等の配置

ア 本事業の実施にあたっては、子どもたちの安全管理を図る者（以下、「安全管理員」という。）を配置することとし、その選任に当たっては、子どもたちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者が望ましい。

イ 本事業の実施に当たっては、学ぶ意欲のある子どもたちに対して、学習機会を提供する取組の充実を図る者（以下、「学習アドバイザー」という。）を配置することとし、その選任に当たっては、地域のニーズに配慮しつつ、学習の内容に応じて、子どもたちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者が望ましい。

具体的には、教職を目指す大学生や退職教員、社会教育団体関係者、民間教育事業関係者等、地域で活躍している様々な分野の方が考えられる

ウ 本事業の円滑な実施を図る観点から、県が実施する安全管理員、学習アドバイザー等を対象とした研修への積極的な参加に努めるものとする。

(5) 本事業の子ども参加人数については、地域の実情や活動内容により実施主体が判断するものとする。

ただし、居住の別や国公私立の学校種別等の制限を設けることなく、地域の実情に応じて、

できる限り多くの子どもたちが参加できるよう配慮するものとする。

- (6) 本事業の趣旨を勘案し、障害を有する子どもたちに対しても、放課後や週末等における活動の場として活用されることが望ましいことから、障害を有する子どもたちが本事業に参加する場合は、個々の状況に配慮した活動を行うために、人的体制の確保等の適切な措置を講じるものとする。
- (7) 市町は、総合的な放課後対策を推進する観点から、児童クラブと一体的あるいは連携して、域内の子どもたちの子ども教室への参加促進に努めるものとする。
- (8) 「子ども教室」開催日やイベント内容について、「児童クラブ」の児童の参加を促すための情報を「児童クラブ」に提供するとともに、同一小学校区内に「児童クラブ」が開設されている場合は、連携事業等を実施するものとする。

5 事業の内容

本事業においては、次の内容・機能を有するものとする。

- (1) 放課後や週末等における地域の子どもの安全・安心な活動拠点の確保
- (2) 地域の多様な大人の参画を得て子どもたちに様々な体験・交流・学習活動の提供
- (3) 様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養
- (4) 地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実
- (5) その他、子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

6 費用

- (1) 県教育委員会は、上記2～5の要件を満たした場合に、市町が直接実施する事業又は委託して実施する事業に対して補助金を交付するものとする。
- (2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上するものとする。
 - ア 安全管理員、学習アドバイザーの配置人数については、各地域の子ども教室の実情（開催日数や参加人数等）に応じて、真に必要な人数を配置する。
 - イ 安全管理員、学習アドバイザーの謝金単価については、県の補助金積算基準を参考に、各自治体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。

ただし、それぞれの1人1時間あたりの謝金単価は、安全管理員720円、学習アドバイザー1,080円までを上限として積算するものとする。
 - ウ 謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、教材費、事業関係者の保険料、消耗品費等が考えられるが、各地域の実情に応じた教室の運営に必要な経費を適宜積算する。

ただし、おやつ等の飲食物代や子どもたちの実費相当の保険料・材料費は除く。
 - エ 4(2)に基づき、子ども教室の開設日数については、原則として週1日（年間40日）を最低実施日数とする。
 - オ 「子ども教室」を実施するスペースの整備に必要な備品を適宜積算する。

7 その他

放課後対策事業を実施するうえで、その他必要な事項を別に定めることができるものとする。

平成23年度ひょうご放課後プラン事業の実施について（運用指針）

1 趣 旨

地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、ひょうご放課後プラン事業実施要綱に基づき、総合的な放課後対策を推進する。

2 実施主体

ひょうご放課後プラン事業計画の策定主体は、市町とするが、同計画に基づく放課後対策事業の実施については、市町、社会福祉法人、その他の者が行うものとする。

3 事業計画の策定

市町においては、ひょうご放課後プラン事業の実施・推進を図るため、その事業計画（例：〇〇市放課後プラン）の策定に努めることとし、事業計画には、おおむね以下の事項を盛り込むものとする。

（1）市町全体として盛り込む事項

- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策について
- ・当該市町における放課後対策事業の運営委員会の設置について
- ・未開設校区での「子ども教室」及び「児童クラブ」の開設に向けた計画について（未開設校区を有する市町に限る）

（2）小学校区ごとに盛り込む事項

- ・放課後対策事業の利用者の見込みについて
- ・現に児童館や公民館などの小学校外で実施している取組と小学校内で実施している取組との具体的な連携方策について

4 市町の体制及び役割等

市町においては、事業計画を策定し、域内の円滑な放課後対策事業を実施するものとする。

- （1）ひょうご放課後プラン事業の実施に当たって、効果的な放課後対策事業運営を検討する観点から、各市町に行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者及び地域住民等で構成される運営委員会を設置し、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図る。
- （2）運営委員会においては、事業計画、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等を検討する。

5 費用の積算

本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上するものとする。

（1）ひょうご放課後プラン総合推進事業

ア 運営委員会の設置にかかる経費（1市町あたり年額）

補助率：2/3、補助対象限度額：388千円

イ コーディネーター配置にかかる経費（1市町あたり年額）

補助率：2/3

補助対象限度額：144千円×週あたり開催日数×1人（1～5教室）

144千円×週あたり開催日数×2人（6教室以上）

ウ 補助対象

・指導者等謝金及び指導者交通費

安全管理員、学習アドバイザー、コーディネーター、運営委員等への謝金及び安全管理員、コーディネーター、学習アドバイザー、運営委員等の活動や会議に係る交通に要する経費とする。

・活動運営費

指導者等が活動で使用する教材に要する経費、会場や機器等の賃借料、傷害保険（安全管理員、コーディネーター、学習アドバイザー、講師等の指導者に限る）、物品の損害保険、印刷費（会議資料、広報資料、報告書等）、消耗品に要する経費とする。

・役務費

「子ども教室」の活動に要する物品や機材等の運送に要する経費、広報資料や会議資料等の送料、連絡通信費、謝金等の振込手数料に要する経費とする。

(2) 子ども教室型放課後対策事業

ア 子ども教室開設にかかる経費（1市町あたり年額）

補助率：2/3、補助対象限度額：215千円×週あたり開催日数×開設教室数

〔留意事項〕

障害を有する子どもが参加する場合で、人的体制の確保等の適切な措置を講じるための経費は、別途積算することができる。

イ 週あたりの開催日数

年間開催日数に対する、週あたりの開催日数は以下のとおりとする。

週あたり開催日数	年間開催日数
1日	40日以上
2日	80日以上
3日	120日以上
4日	160日以上
5日	200日以上
6日	240日以上

〔留意事項〕年間開催日数が40日に満たない教室の取扱

(1) 新規に開設する子ども教室については、週あたり開催日数を1日として、開設にかかる経費を積算することができる。

(2) 過去に開設実績があり、年間開催日数20日以上の子どもの教室については、107千円を上限として、開設にかかる経費を積算することができる。

ウ 補助対象

子ども教室型放課後対策事業の補助対象は、5(1)ウ「補助対象」のとおりとする。

(3) 児童クラブ型放課後対策事業

基 準 額	補助対象	補助率
<p>1 児童クラブ型推進費（放課後児童健全育成事業費）</p> <p>(1) 開設日数 250 日以上</p> <p>① 1クラブ（年間平均児童数 10～19 人）当たり年額 @1,041 千円×か所数</p> <p>② 1クラブ（年間平均児童数 20～35 人）当たり年額 @1,885 千円×か所数</p> <p>③ 1クラブ（年間平均児童数 36～45 人）当たり年額 @3,026 千円×か所数</p> <p>④ 1クラブ（年間平均児童数 46～55 人）当たり年額 @2,873 千円×か所数</p> <p>⑤ 1クラブ（年間平均児童数 56～70 人）当たり年額 @2,719 千円×か所数</p> <p>⑥ 1クラブ（年間平均児童数 71 人以上）当たり年額 @2,566 千円×か所数</p> <p>⑦ 長時間開設加算額</p> <p>(ア) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合）</p> <p>1クラブ当たり年額：@215 千円×「18時を越える時間」の年間平均時間数</p> <p>(イ) 長期休暇分（1日8時間超えて開設する場合）</p> <p>1クラブ当たり年額：@97 千円×「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数</p> <p>(2) 特例分（開設日数 200～249 日）</p> <p>① 1クラブ（年間平均児童数 20 人以上）当たり年額：@1,814 千円×か所数</p> <p>② 長時間開設加算額（1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合）</p> <p>1クラブ当たり年額：@215 千円×「18時を越える時間」の年間平均時間数</p>	<p>児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。）</p>	<p>2 /</p>
<p>2 児童クラブ型支援事業費（放課後児童クラブ等支援事業費）</p> <p>(1) ボランティア派遣事業費</p> <p>1事業当たり年額： @463 千円×事業数</p> <p>(2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業費</p> <p>1市町当たり年額 584 千円</p> <p>(3) 障害児受入推進事業</p> <p>① 開設日数 250 日以上、年間平均児童数 10 人以上</p> <p>1クラブ当たり年額：1,472 千円×か所数</p> <p>② 特例分（開設日数 200 日～249 日、年間平均児童数 20 人以上）</p> <p>1クラブ当たり年額：1,177 千円×か所数</p>	<p>児童クラブの支援事業に必要な経費。</p>	<p>3</p>
<p>3 児童クラブ型整備事業費（放課後子ども環境整備事業費）</p> <p>(1) 新設 児童クラブ室整備費：1事業当たり 21,504 千円</p> <p>(2) 改修</p> <p>① 児童クラブ設置促進事業費：1事業当たり 7,000 千円</p> <p>② 児童クラブ環境改善事業費：1事業当たり 1,000 千円</p> <p>③ 児童クラブ障害児受入促進事業費：1事業当たり 1,000 千円</p>	<p>等必要な経費 クラブ室の新設 改修</p>	

6 留意事項

(1) 「子ども教室」の中では、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供を推進するものとする。その際には、「児童クラブ」の対象児童に対しても、その機会が提供できるようにコーディネーターをはじめ、ひょうご放課後プラン事業関係者の間において、十分な調整に努めるものとする。

(2) 「子ども教室」と「児童クラブ」の両事業を実施する小学校区においては、以下の連携パターンを参考に、「子ども教室」と「児童クラブ」との間で連携事業等を行うものとする。

〔連携パターンの例〕

(1) 同一敷地内で開設されている小学校区

ア 独立運営型

① 全児童参加型

「児童クラブ」の全児童が「子ども教室」が実施する活動に参加し、「子ども教室」終了後は、「児童クラブ」に戻る。

② 希望児童参加型

・「児童クラブ」の児童のうち希望者が「子ども教室」の活動に参加し、「子ども教室」終了後は「児童クラブ」に戻る。

・「子ども教室」の希望する児童が「児童クラブ」の主催する行事に参加する。

イ 一体運営型

児童クラブ専用スペースを設けつつ、「子ども教室」「児童クラブ」が一体で運営し、全児童が自由に活動する。

(2) 異なる場所で開設されている小学校区

ア 行事参加型

「子ども教室」で開催される行事に、「児童クラブ」の全児童を児童クラブ指導員が引率して参加し、行事終了後は「児童クラブ」に戻る。

イ 行事共催型

「子ども教室」「児童クラブ」の共催（もしくは、いずれかが主管）により、両方の子どもが参加する行事（不定期開催）を同一場所で開催する。

○芦屋市放課後プラン(子ども教室型放課後対策)事業実施要綱

平成22年4月1日

芦屋市放課後プラン事業(子ども教室型放課後対策)実施要綱(平成20年芦屋市要綱)の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、市内の各小学校区において、放課後や週末等に小学校施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点として「子ども教室」を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、芦屋市とする。

2 事業の実施については、芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則(昭和52年芦屋市教育委員会規則第4号)第5条の規定により承認された団体その他の団体等に委託して行うことができるものとする。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後や週末等における地域の子どもたち(本市在住の小学生とする。)の安全・安心な活動拠点(居場所)を確保すること。
- (2) 地域の多様な大人の参画を得て、子どもたちに様々な体験・交流・学習活動の場を提供すること。
- (3) 様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等豊かな人間性を育むこと。
- (4) 地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティーを充実させること。
- (5) その他子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

(実施場所の指定)

第4条 この事業を実施する学校は、地域の実情及び学校の施設の状況等を考慮して教育委員会が指定する。

(実施期間及び実施時間)

第5条 この事業の実施期間及び実施時間は、別に定める。

(運営委員会)

第6条 この事業を円滑に運営するため、芦屋市放課後子どもプラン運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事業の推進に関すること。
- (2) 事業における安全管理対策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の円滑な実施に関し必要な事項

(組織)

第7条 運営委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校関係者
- (2) 地域関係者
- (3) 社会教育関係者

(4) 児童福祉関係者

(5) 行政関係者

(任期)

第8条 委員の任期は、委嘱又は任命した日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、生涯学習を所管する課において処理する。

(実施体制等)

第12条 この事業の実施のため、教育委員会は、次の各号に掲げる者を選任及び配置し、それぞれ当該各号に定める事項を行わせる。

(1) コーディネーター 事業の総合的な調整

(2) 学習アドバイザー 様々な体験・交流・学習活動の企画・指導

(3) 安全管理員 事業における子どもたちの安全管理

(損害賠償)

第13条 利用者は、活動中に施設又は設備を故意又は過失により、破損又は滅失したときは、これらを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(費用等)

第14条 コーディネーター、学習アドバイザー及び安全管理員の謝礼については、兵庫県の補助金積算基準単価により積算した額を支払うものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

芦屋市放課後プラン（子ども教室型放課後対策）事業実施要綱新旧対照表

改正案	現行
<p>(任期) 第 8 条 委員の任期は、委嘱又は任命した日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。</p>	<p>(任期) 第 8 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。</p>

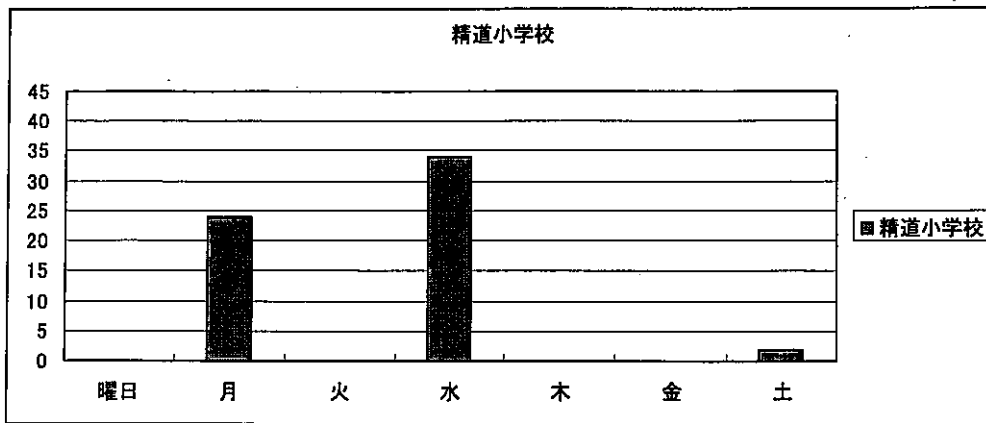
平成22年度放課後子どもプラン利用状況

(1) 平成22年度放課後子どもプラン事業の参加人数

月	精道	宮川	山手		岩園	朝日ヶ丘	潮見	打出浜	浜風	人数合計	
			三条でらこや	学びクラブ						人数合計	人数合計
4	148	715	186	0	49	193	226	179	128	—	1,824
5	94	469	377	0	98	174	307	208	149	—	1,876
6	218	970	404	1	105	274	515	482	191	124	3,284
7	87	455	224	8	48	111	232	190	86	82	1,523
8	—	—	—	15	—	—	—	—	—	—	15
9	171	866	362	10	0	236	300	278	133	164	2,520
10	164	1,090	332	2	73	235	460	211	150	219	2,936
11	289	1,017	340	—	43	236	437	322	149	164	2,997
12	0	17	300	10	2	6	66	14	6	69	490
1	0	31	0	0	16	13	181	10	5	206	462
2	5	32	0	7	17	37	68	9	14	288	477
3	235	666	346	10	17	170	314	114	57	68	1,997
合計	1,411	6,328	2,871	63	468	1,685	3,106	2,017	1,068	1,384	20,401

(2) 学校別年間利用数 (平均) ※1以下は切り上げ

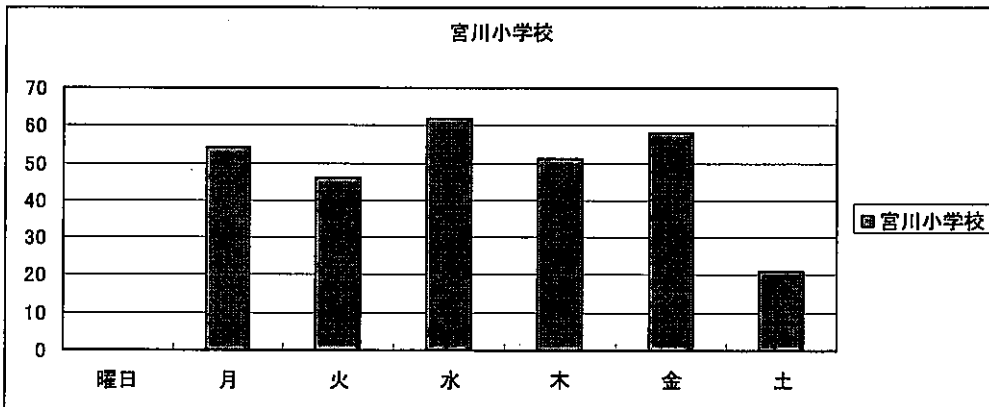
①精道小学校



全児童数：711名

※開催日は月・水・土曜日
 ※土曜日の利用者数が非常に少ない。

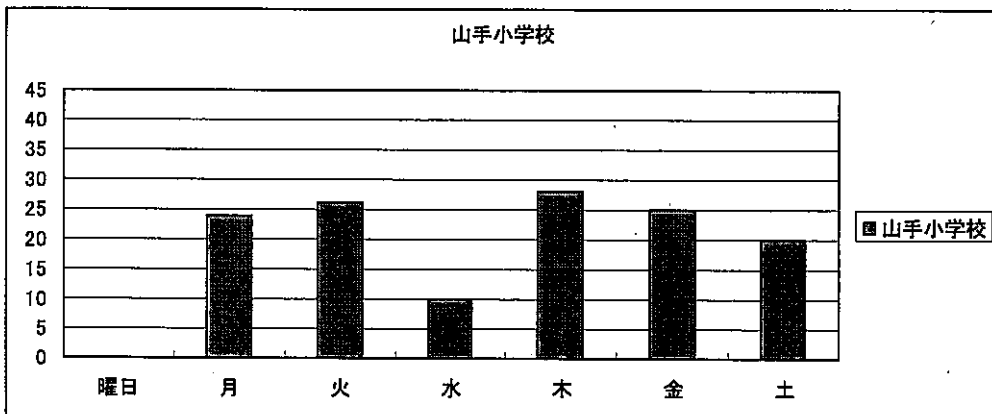
②宮川小学校



全児童数：694名

※他の学校に比べ、平日の利用者数が非常に多い。

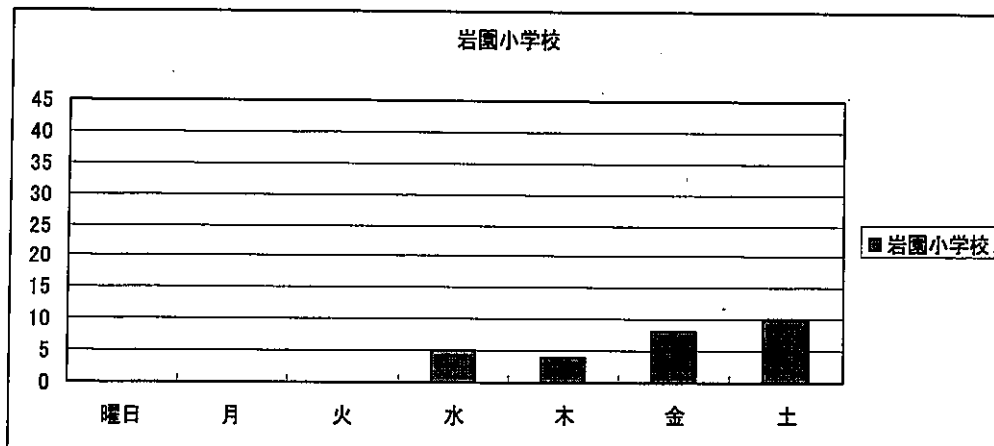
③山手小学校



全児童数：621名

※水曜日の利用者数が少ない。
 ※土曜日の平均利用者数が20人を超えているが、コミスクイイベント時の人数が300人ほど入っているため平均が上がっている。他の週は0人である日が多数ある。
 ※土曜日に、三条分室にて教室型事業「三条てらこや」を開催している。

④岩園小学校

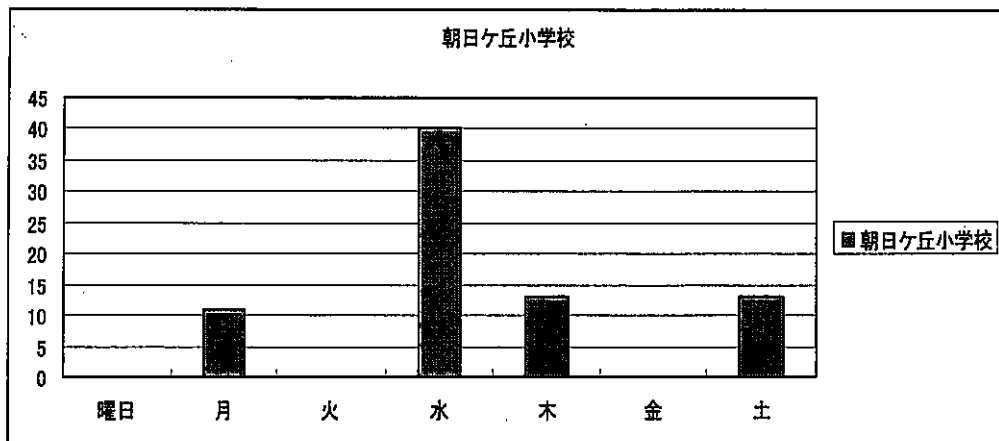


全児童数：748名

※開催日は水・木・金・土曜日

※曜日によっての大きな差は特になが、全体的に利用が非常に少ない。

⑤朝日ヶ丘小学校

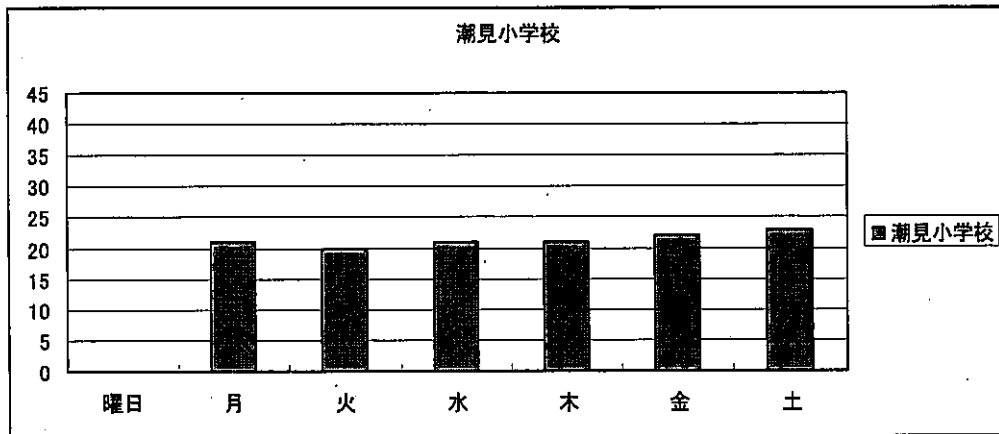


全児童数：473名

※開催日は月・水・木・土曜日

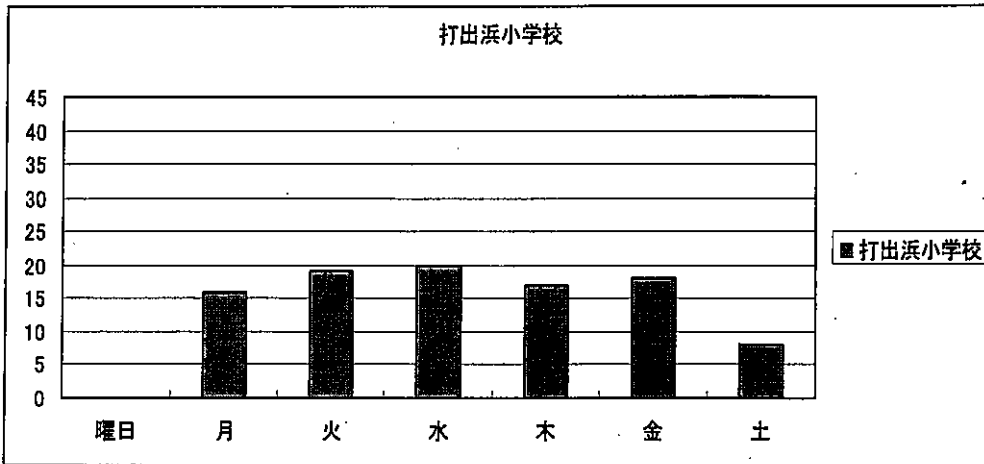
※水曜日は、一度下校をせずに参加することができる。また、NPOのスポーツクラブが管理人として子どもたちと一緒に遊んでくれるので、利用者が突出して多いと考えられる。

⑥潮見小学校



全児童数：526名

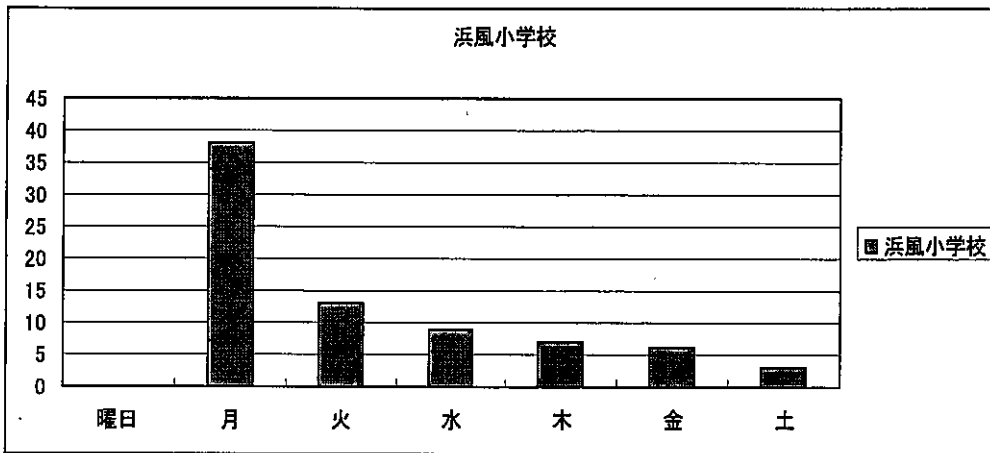
⑦打出浜小学校



全児童数：563名

※土曜日の利用者数が少ない。

⑧浜風小学校



全児童数：341名

※全体的に、利用者数が少ない。

※月曜日は、教室型事業「浜風学びクラブ」を開催。

【参考】平成22年度放課後子どもプラン事業（校庭開放日）一覧

学校名	開放日								
	月	火	水	木	金	第2・4土	第1土	第3土	第5土
精道	○		○			○			
宮川	○	○	○	○	○	○			
山手	○	○	○	○	○	○			
岩園			○	○	○	○			
朝日ヶ丘	○		○	○		○			
潮見	○	○	○	○	○	○	○	○	○
打出浜	○	○	○	○	○	○	○		
浜風	○	○	○	○	○	○	○	○	○

平成22年度決算

(単位:円)

項目	合計	運営委員会経費	コーディネーター 経費	子ども教室経費
指導者等謝金 及び 指導者等交通費	1,864,420	181,780	32,400	1,650,240
活動運営費	100,488	95,256	0	5,232
役務費	87,610	87,610	0	0
補助対象経費 (A)	2,052,518	364,646	32,400	1,655,472
補助対象外経費 (B)	29,480	1,400	0	28,080
総事業経費 (A) + (B)	2,081,998	366,046	32,400	1,683,552

※ 補助金申請額は、補助対象経費(A)の2/3の額を記入する。(1,000円未満は切り捨てる)

補助金申請額	1,368	千円
--------	-------	----

平成23年度予算

(単位:円)

項目	合計	運営委員会経費	コーディネーター 経費	子ども教室経費
指導者等謝金 及び 指導者等交通費	2,250,480	276,240	118,800	1,855,440
活動運営費	46,000	46,000		0
役務費	87,560	4,480		83,080
補助対象経費 (A)	2384,040	326,720	118,800	1,938,520
補助対象外経費 (B)	25,440	3,840		21,600
総事業経費 (A) + (B)	2409,480	330,560	118,800	1,960,120

※補助金申請額は、補助対象経費(A)の2/3の額を記入する。(1,000円未満は切り捨てる)

補助金申請額	1589	千円
--------	------	----

~校庭開放(放課後子どもプラン事業)のお知らせ~

小学校の校庭で遊べます！！

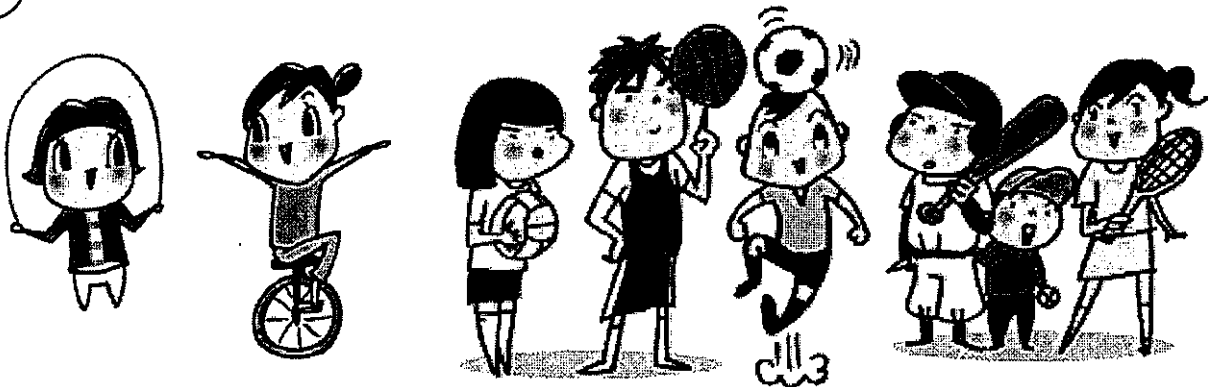
開放日：うら面のカレンダーを見てください

時間：午後4時から午後6時まで

(土曜日は午前9時から正午まで)

★校庭に遊びに来た時のお約束★

- ・校庭開放管理人さんにあいさつしてから遊びましょう
- ・校庭にきたら名簿に名前を書いてから遊びましょう
- ・終わりの時間が来たらおうちに帰りましょう
- ・雨の日は校庭開放は中止です



問い合わせ
 芦屋市教育委員会
 生涯学習課
 TEL： 0797-38-2091

精道小学校 一学期の校庭開放日

4月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	始業式	8	9
10	入学式	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	昭和の日	30

5月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	憲法記念日	みどりの日	こどもの日	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	海の日	19	終業式	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

◎色のついた太字のひが遊ぶひです。

◎開放日(太字)でも運動会などの行事があるひは遊ばせん。

保護者のみなさまへ

芦屋市では、こどもたちが安全・安心に活動できる場をつくり、こどもの健全育成を支援する目的で、放課後と土曜日の午前中に、小学校の校庭を開放しています。

校庭開放中は、地域の方が安全管理人として、こどもたちの様子を見守ってくれています。

こどもたちが安全・安心に遊ぶため、また、校庭開放を円滑に行うために、保護者の皆様にご配慮いただきたく、以下のとおりお願い申し上げます。

◎校庭開放中の怪我について、芦屋市で傷害保険に入っています。保険の適用に参加者の名簿が必要になるため、こどもたちには名簿に名前を書いて遊ぶよう呼びかけてください。

◎校庭開放中に大きな怪我をした場合は、保護者の方に連絡を取る必要がありますので、こどもに連絡先(保護者の携帯等)を覚えておいてください。

◎不審者侵入防止等の目的で、事業中は地域ボランティアの方に管理人としてきていただいています。管理人に指導権限や管理責任はありませんので、こどもたちには危ない遊びをさせないよう徹底してください。

校庭開放(放課後こどもプラン事業)を円滑におこなうため、ご協力よろしく申し上げます。

~校庭開放(放課後こどもプラン事業)のお知らせ~

小学校の校庭で遊べます！！

開放日: うら面のカレンダーを見てください

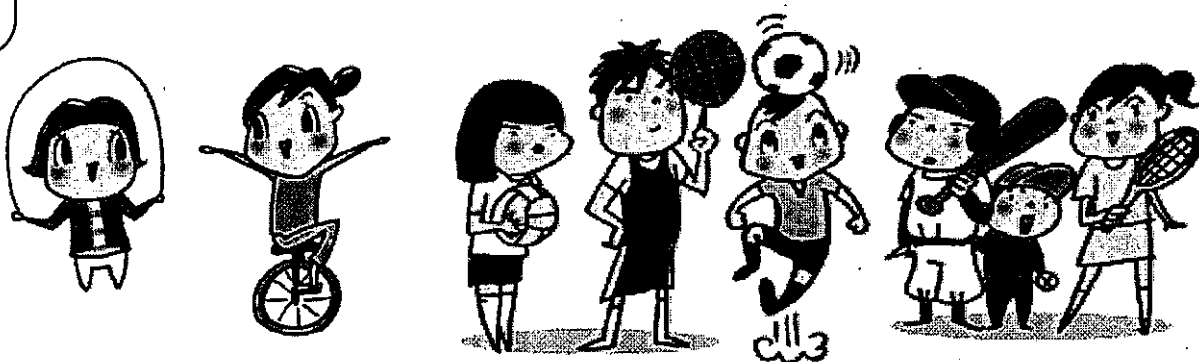
時間: 午後4時から午後6時まで

※ 10月19日からは午後5時まで

※ 土曜日は午前9時から正午まで

★校庭に遊びに来た時のお約束★

- ・校庭開放管理人さんにあいさつしてから遊びましょう
- ・校庭にきたら名簿に名前を書いてから遊びましょう
- ・終わりの時間が来たらおうちに帰りましょう
- ・雨の日は校庭開放は中止です



問い合わせ
 芦屋市教育委員会
 生涯学習課
 TEL: 0797-38-2091

精道小学校 2学期の校庭開放日

9月

日	月	火	水	木	金	土
				始業式	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	敬老の日	20	21	22	秋分の日	24
25	26	27	28	29	30	

10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	体育の日	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	文化の日	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	勤労感謝の日	24	25	音楽会
27	音楽会代休	29	30			

12月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	終業式	天皇誕生日	24
25	26	27	28	29	30	31

◎色のついた太字の日が遊べる日です。

◎開放日(太字)でも運動会などの行事がある日は遊べません。

◎9月26日(月)は「かけっこ教室」、10月22日(土)「陸上チャレンジ」があります。

保護者のみなさまへ

芦屋市では、子どもたちが安全・安心に活動できる場をつくり、こどもの健全育成を支援する目的で、放課後と土曜日の午前中に、小学校の校庭を開放しています。

校庭開放中は、地域の方が安全管理人として、子どもたちの様子を見守ってくれています。

子どもたちが安全・安心に遊べるため、また、校庭開放を円滑に行うために、保護者の皆様にご配慮いただきたく、以下のとおりお願い申し上げます。

◎校庭開放中の怪我について、芦屋市で傷害保険に入っています。保険の適用に参加者の名簿が必要になるため、子どもたちには名簿に名前を書いて遊ぶよう呼びかけてください。

◎校庭開放中に大きな怪我をした場合は、保護者の方に連絡を取る必要がありますので、子どもに連絡先(保護者の携帯等)を覚えておいてください。

◎不審者侵入防止等の目的で、事業中は地域ボランティアの方に管理人としてきていただいています。管理人に指導権限や管理責任はありませんので、子どもたちには危ない遊びをさせないよう徹底してください。

校庭開放(放課後こどもプラン事業)を円滑におこなうため、ご協力よろしく申し上げます。

[参考]

こうていかいほう ほうかご じぎょう

～校庭開放(放課後こどもプラン事業)のお知らせ～

せいどうしょうがっこう こうてい あそ

精道小学校の校庭で遊べます！！

かいほうび した み

開放日：下のカレンダーを見てください

じ かん ご じ ご じ

時間：午後4時から午後6時まで※10月19日からは午後5時まで

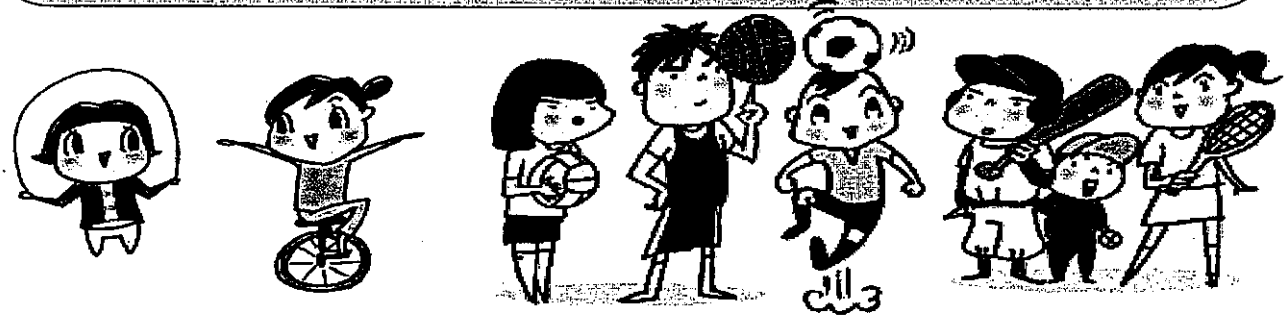
どようび ぜん じ しょうご

※土曜日は午前9時から正午まで

こうてい あそ き とぎ やくそく

★校庭に遊びに来た時のお約束★

- ・校庭開放管理人さんにあいさつしてから遊びましょう
- ・校庭にきたら名簿に名前を書いてから遊びましょう
- ・終わりの時間が来たらおうちに帰りましょう
- ・雨の日は校庭開放は中止です



9月

日	月	火	水	木	金	土
				始業式	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	敬老の日	20	21	22	秋分の日	24
25	26	27	28	29	30	

10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	体育の日	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	文化の日	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	勤労感謝の日	24	25	音楽会
27	音楽会代休	29	30			

12月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	終業式	天皇誕生日	24
25	26	27	28	29	30	31

子どもの学びクラブ

浜風小学校支援地域本部

1 事業の主旨

少学校低学年（1、2、3年生）を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（浜風小学校）を設けて、地域の方々の参画を得て、子ども達と共に社会状況の急激な変化から、少子化における子育て支援や高齢者への支援が課題となっている。従来受身であった子育て支援や高齢者への支援体制から、子どもも高齢者も互いに協調しながらケアをしていく支援体制が重要である。この高齢者のケアと次世代育成を融合・連携させることで互いに豊かな心と生きがいを育むことができる。

この取り組みを通して、全ての人々に対して偏見や差別をもたない暖かい共生の街を創造することにつながる。

2 組織

(1) 子どもと高齢者のコミスクフレンド事業の組織確立（平成19年1月をめぐりに組織を立ち上げ

(2) 推進組織及び支援組織

① 推進組織：自治会・管理組合・ナルク、浜風コミスク、老人会（松風会）、浜風小学校、浜風小学校PTA ゆうの会、潮見高齢者生活支援センター（あしや喜楽苑内）、民生・児童委員、浜風地区愛護委員、浜風地区福祉推進委員等

② 支援組織：浜風幼稚園、市行政（教育委員会、こども課、高年福祉課、社会福祉協議会、）浜風地区市会議員、スクールカウンセラー、兵庫教育大学院、芦屋大学（依頼予定）等

3 事業内容

- (1) スタッフ募集（事務局員等のボランティア、コーディネーター）
- (3) 事業内容の計画・打ち合わせ
- (4) 児童・高齢者への参加等の予備調査
- (5) 活動プログラムの作成
- (6) 子どもと高齢者のコミスクフレンド事業の広報
- (7) 児童、高齢者の募集
- (8) 交流活動準備及び指導者との打ち合わせ
- (9) 年間計画に基づいた定期交流活動
- (10) 子どもと高齢者のコミスクフレンド事業実施後の検証・評価

4 対象

浜風小学校低学年・浜風小学校区在住高齢者

5 活動時期

- 平成19年4月から開始（18年度中に活動準備を整える）
- 子どもと高齢者との相互活動は予定として毎月2回程度。時間は放課後1時間半程度

6 活動場所

子どもや高齢者が安全・安心して活動できるように、浜風小学校内ランチルームを活動教室とする。

7 支援スタッフ

推進スタッフ、地域ボランティア等を安全管理や活動アドバイザーとして配置する。

8 活動内容（交流効果が予想される活動）

- 目的を持って手や指先を使うもの
「折り紙、切り紙、お手玉、人形づくり、料理など」
- 計算・音読などの学習の要素があるもの
「百人一首、俳句、そろばんなど」
- 目的を持って取り組むもの
「パズル・絵合わせ、ゲームなど」
- 身体を大きく動かすもの
「風船打ち合いゲーム、輪投げなど」
- 楽器・音楽
「太鼓などリズムをたたく物や楽器にふれる」

9 諸経費

材料費などは実費

学習習慣確立に係る支援事業（芦屋市教育委員会指定事業）

子どもの学びクラブ

平成23年5月

1 主催 浜風小学校・浜風小学校PTA・芦屋市教育委員会・浜風コムスク・浜風自治連・民生児童委員・浜風地区愛護委員・浜風地区福祉推進員・浜風高齢者生活支援センター・老人クラブ松風会

2 目的 ・子ども達の基本的な生活習慣や社会性を培う。
・基礎学力の向上及び家庭学習習慣の定着や読書力の向上をめざす。
・放課後の子どもの居場所作りと共に、地域の教育力を学校の教育活動に生かす。
・異世代間交流を通して、子どもにコミュニケーション力と高齢者に生きがいを育む。

3 場所 1・2・3学年学習室・視聴覚等

4 対象 1・2・3年生

（理由） 家庭学習習慣の有無や中学年までの学習のつまづきが、学力の向上に影響している。また、子どもたちは、地域において社会のルールを学ぶ機会が少ない。そのため、社会性や家庭学習習慣、基礎学力の定着を低学年の段階で図る。

6 活動内容 ○補習学習 ○各自の学習課題 ○読書 ○家庭学習 ○異世代間交流活動等

7 活動回数 月に1回～2回程度

8 時間 学年の授業終了時間から 約45分間 （14：45～最終15：30）

9 学校支援活動計画・予定日

6月 6・20日（2回）	1年シニアとの交流	2年・3年（宿題・補習・公園の話等）
7月 11日（1回）	1年シニアとの交流	2年・3年（市役所水道部との交流等）
9月 5・12日（2回）	1年シニアとの交流	2年・3年（宿題・補習・百ます計算等）
10月 3・24日（2回）	1年シニアとの交流	2年・3年（宿題・補習・百ます計算等）
11月 7・28日（2回）	1年シニアとの交流	2年・3年（ポケット・英語等）
12月 12日（1回）	1年シニアとの交流	2年・3年（市役所水道部との交流等）
1月 23日（1回）	1年シニアとの交流	2年・3年（宿題・補習・百ます計算等）
2月 6・20日（2回）	1年シニアとの交流	2年・3年（ポケット・英語等）
3月 5日（1回）	1年シニアとの交流	2年・3年理科実験・宿題等）

合計14回程度

参加型の授業参観

子どもの学びクラブ ボランティア募集案内

平成23年3月

地域や保護者の協力の基に、浜風小学校では放課後に「子どもの学びクラブ」を行っています。

ねらいは、子どもたちに体験活動や様々な分野で活躍されている方をお招きして共に学習する「ようこそゲストティーチャー」、読書活動、英語活動、異世代間交流など幅広い学びを体験し、創造性豊かな子どもの育成とともに、社会性を培うことを目標としています。

つきましては、「子どもの学びクラブ」にご理解を頂き、スタッフとしてご協力を願えることが出来れば幸いです。

活動内容は、主に参加型の授業参観で、子どもたちと一緒に活動していただき、普段の授業で見せない我が子の様子や友だちの様子を知って頂くことです。他には子どもたちの教室の準備や後始末をして頂き、子どもたちと一緒に下校をお願いしたいと考えています。月に1~2回年間で 予定しています。年に1回でも結構です。参加型の授業参観としてお手伝いをして下さる方は、別紙申し込みに記入して5月30日までに教頭先生にご提出願います。

1 子どもの参加対象学年

学習習慣化を低学年段階でいねいに指導することによって、学習習慣化の定着に結びつきます。そのために、1年生・2年生・3年生を対象として取り組みます。

2 場 所 浜風小学校ランチルーム・視聴覚教室・各学年学習室

3 活動期間 毎週月曜日

4 活動時間 14:45~15:35

5 活動内容(予定)

○体験学習 ○スキル学習 ○英語体験 ○読書活動 ○異世代間交流(1年生)等
活動予定日(年間14回)

1 学期	2 学期	3 学期
6月 7日	9月 5日	1月 23日
6月 20日	9月 12日	2月 6日
7月 11日	10月 3日	2月 20日
	10月 24日	3月 5日
	11月 7日	
	11月 28日	
	12月 12日	
3回	7回	4回

6 主催及び問い合わせ先

芦屋市立浜風小学校内 浜風小学校支援地域本部 浜風小学校教頭 米澤光治

〒659-0032 芦屋市浜風町1番1号

Tel 0797-23-4591 Fax 0797-32-6215

7 主 催

浜風小学校・浜風小学校ゆうの会・浜風コムスク・芦屋浜自治連合会・老人クラブ松風会・浜風高齢者生活支援センター・民生児童委員・浜風地区愛護委員・浜風地区福祉推進委員等

8 支援団体 芦屋市教育委員会学校教育部・芦屋市教育委員会社会教育部・教員養成大学

9 申込書 (別紙)

子どもの学びクラブ・子どもとシニアのコミュニティフレンド 年間活動計画
平成23年度 浜風小学校支援地域本部

月	日	曜日	1年生	2年生	3年生	学習アドバイザー
6	6	月	シニアとトントシすもう (学習アドバイザー)	学習	学習	藤田・山本・田中・北條・西川 朝田・勝永・上林
7	11	月	シニア交流とお茶 (コミスク)	打ち水大作戦 (環境課)		藤田・山本・北條・西川・朝田 勝永・上林・吉本・手塚
9	5	月	シニア交流とおみこし (コミスク)	交通安全・防犯対策 (防災安全課)		藤田・山本・西川・朝田・勝永 上林
	12	月	英語・読み聞かせ (コミスク)	公園の話 (公園緑地課)		藤田・山本・塚本・西川・朝田 勝永・上林
10	3	月	シニア交流 手づくりお もちや「にわとり」 (TIO)	英語 (コミスク)		藤田・山本・吉本・西川・朝田 勝永・上林
11	7	月	シニアと手作りてっぽ う(学習アドバイザー)	エコ・エンジェルセミナー (大阪ガス)		藤田・山本・北條・西川・朝田 勝永・上林・手塚
	28	月	腹話術 (TIO)			藤田・山本・北條・西川・朝田 勝永・上林・手塚
12	12	月	シニアと折り紙 (コミスク)	病院のお話 (戸屋病院)		藤田・山本・吉本・北條・西川 朝田・勝永・上林
1	23	月	シニアとかるた (TIO)	楽しい遊び方 (スポーツ・青少年課)		藤田・山本・塚本・北條・西川 朝田・勝永・上林
2	6	月	シニアと昔遊び・すご ろく(TIO)	水の話 (水道課)		藤田・山本・吉本・北條・西川 朝田・勝永・上林・手塚
	20	月	飛行機の話			藤田・山本・手塚・北條・西川 朝田・勝永・上林
3	5	月	シニア交流 (学習アドバイザー)	未定		藤田・山本・北條・西川・朝田 勝永・上林・吉本・手塚

はまかぜ 学びクラブ通信

NO.1 平成23年3月10日

浜風小学校支援地域本部



「子どもの学びクラブ」のねがい

浜風小学校では、平成19年から子育て支援と高齢者支援を融合・連携した地域支援体制を整えた、「子どもとシニアのコミュニティフレンド」事業を立ち上げました。この事業を通して、子どもには優しさを育て、シニアの方には元気を保つことをめざしました。

平成21年度からは、地域連携活動による世代間交流を一層充実させるために、学校・家庭・地域が連携して家庭学習の習慣化や基礎学力の定着、基本的な生活習慣や社会性を培うために「子どもの学びクラブ」を立ち上げました。

これからも、学校・家庭・地域・行政・教育機関と連携して、地域の全ての人々が理解し、共に助け合う心豊かな優しい地域社会をめざします。

ボランティア募集

浜風小学校支援地域本部では、浜風小学校で、月に1回シニアとの交流会と週に2～3回程度学びクラブを開催しています。

本部事業にご賛同頂き、ご協力して下さる地域の皆様、保護者の皆様、学生の皆様に募集しています。

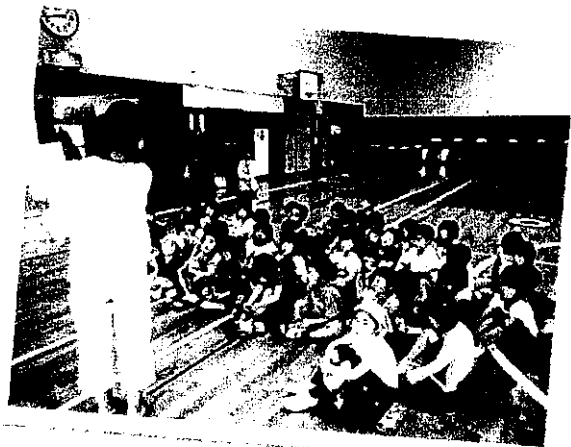
問い合わせ先

芦屋市立浜風小学校 米澤教頭

0797-23-4591



学びクラブでは、友だちとコミュニケーションや創造する機会を大切にしています。(木片積み木を使ってタワー作り)



(英語で遊ぼう)

保護者の方がボランティアで楽しく英語を教えてください。

子どもの学びクラブ

対象者
1・2・3年生

場 所
浜風小学校各学習室

活動期間予定
毎週月曜 14:45～
15:35

活 動 例

- 国語・算数等のスキル学習
- 体験学習
- 読書活動・英語活動
- 世代間交流

活 動 効 果

- 学習習慣の確立
- 社会性を培う
- コミュニケーション
- 家庭力・地域力向上

地域の方のボランティア活動

家庭・地域社会

地域の教育力を活用
自治連合会・コミスク
老人クラブ・民生委員
福祉推進・潮見高齢者
支援センター・学生等

学 校

場の提供・子どもに参加
を促す・情報提供

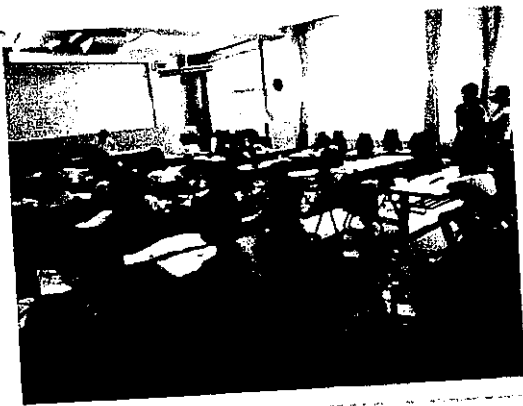
浜風小学校

行政・研究機関

活動への支援

芦屋市・芦屋市教育委員会
ボランティア団体等

はまかせ学びクラブの組織



保護者の皆様がボランティアで子ども達の学習をサポートしています。

子ども達は、子ども達自身で決めた課題に取り組んでいます。(視聴覚教室で自主学習の風景)

学びクラブの活動風景

子ども達は、多くの体験学習を通して豊かな学力が身に付きます。

芦屋市教育委員会生涯学習課と連携して、出前授業をして頂きました。右写真は芦屋市の公園緑地課のみなさんの指導を受けながら、子ども達が希望している未来の公園を作りました。安心して安全な公園、みんなが楽しく過ごせる公園をみんなで考えました。

